

秋本番！すこやか秋まつり開催

10月14日（日）、第12回すこやか秋まつり（すこやかコミュニティ主催）が、第一小学校で行われました。この祭りは、同コミュニティと同校区内の7行政区と一緒に、なって取り組み、開催しているものです。

今年も多く校区内の人たちが訪れ、ステージ発表や多くの出店などで楽しく過ごしました。子どもたちはクラスや学年での取り組みの成果を披露しました。また、今年は第一小学校の先生がバンド「STC (Sue Teacher Club)」を結成。演奏を披露し、会場を大いに盛り上げました。



“よさこい”ではパワフルな踊りを披露

思いおもいのアレンジ

9月30日（日）、すこやかコミュニティガールズ交流会「フラワーアレンジメント教室」（すこやかコミュニティ主催）が第一小学校で開催されました。この教室に小学校1年生から6年生までの女子児童80人が参加しました。

フラワーアレンジメントでは、色とりどりのさまざまな花の茎を刺しやすい長さに切り、それを配置や彩り、バランスを考えながら、思い思いにオアシスに刺していきます。

子どもたちは、先生から教わりながらあっという間に見事に飾り付けていました。



素敵なアレンジメントができました

楽しく、心温まるふれあい

9月30日（日）、ふれあいレインボー軽スポーツ大会（ふれあいレインボー主催）が第三小学校体育館で開催されました。この大会ではシャフルボードが行われ、207人が参加しました。

高得点を狙ったり相手の得点をどう減らすかをチームで相談し、力を加減し、集中してバックを放ちます。バックの行方に全員の視線が集まります。その結果に一喜一憂。優勝を目指し、子どもから大人までゲームを通じ、心からふれあいました。



力加減が難しいシャフルボード

【歳出の主な内容】

総務	LED防犯灯設置工事費	953万円	土木	城山線道路改良工事費	2495万円
	財政調整基金積立金	2億4326万円		内原～大谷線道路整備受託事業費	7348万円
	東日本大震災支援費	286万円		新原工業団地汚水処理場解体工事費	945万円
民生	国民健康保険特別会計繰出金	1億4796万円	消防	公共下水道事業特別会計繰出金	2億6779万円
	後期高齢者医療特別会計繰出金	6264万円		粕屋南部消防組合負担金	2億2865万円
	後期高齢者医療療養給付費負担金	2億1567万円	教育	少人数指導・スクールソーシャルワーカー費	1622万円
	福岡県介護保険広域連合本部負担金	2億3233万円		小中学校扇風機設置費	620万円
	障害者福祉・支援費	2億388万円		要保護及び準要保護児童生徒扶助費	2414万円
	子ども手当	5億9605万円		小学校給食調理等業務民間委託料	4032万円
	保育園保育実施委託料	1億8816万円		小学校諸工事費	749万円
第二幼児園建設事業費	2億8142万円	須恵中学校耐震補強設計監理業務委託料	560万円		
衛生	住民健康対策、保健事業費	1億7182万円	その他	緊急雇用創出事業費・ふるさと雇用再生事業費	4829万円
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金	4億7926万円		町債元金償還金	7億2773万円
農水	ヨムギため池改修工事費	1272万円		町債利子償還金	1億1322万円

健全化判断比率および資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成23年度決算による「健全化判断比率」、「資金不足比率」を公表します。

いずれの比率も健全化基準を下まわっているため、健全であるといえます。

1. 平成23年度 健全化判断比率

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
須恵町の算定値	—	—	11.5	43.2
早期健全化基準	14.88	19.88	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

①実質赤字比率

町の財政規模に対する一般会計の実質赤字の比率。平成23年度決算では、一般会計の実質収支額は黒字になっており、実質赤字比率は算定されませんので「-」で表示しています。

②連結実質赤字比率

町の財政規模に対するすべての会計の実質赤字の比率。平成23年度決算では、すべての会計の実質収支額の合算額は黒字になっており、連結実質赤字比率は算定されませんので「-」で表示しています。

③実質公債費比率

町の財政規模に対する公債費（町債の元利償還金）や公債費に準じた経費の比率の平成21年度から23年度の3か年の平均。平成23年度決算では、早期健全化基準を下まわっています。

④将来負担比率

町の財政規模に対する町債残高および将来負担すべき実質的な負債の比率。平成23年度決算では、早期健全化基準を下まわっています。

※①～④の比率のいずれかが「早期健全化基準」以上の場合は、自主的な改善努力による早期の「財政健全化計画」を策定しなければいけません。

※①～③の比率のいずれかが「財政再生基準」以上の場合は、「財政再生計画」を策定し国の関与を受けながら財政の再生を図ることになります。

2. 平成23年度 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
⑤資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0		

⑤資金不足比率

公営企業の事業の規模に対する資金の不足額の比率で企業会計ごとに算出します。平成23年度決算では、三つの企業会計とも資金の不足額はなく、資金不足比

率は算定されませんので「-」で表示しています。 ※⑤資金不足比率が「経営健全化基準」以上の場合は、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図ることになります。